

平成24年6月14日から
平成24年6月15日まで

標茶町議会
第2回定例会会議録

於 標茶町役場議場

平成24年標茶町議会第2回定例会会議録目次

第1号(6月14日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
一般質問	6
深見 迪君	6
本多 耕平君	13
長尾 式宮君	17
鈴木 裕美君	18
報告第4号 繰越明許費繰越計算書の調製について	22
議案第42号 車両の取得について	24
議案第43号 建設工事委託に関する協定について	28
議案第44号 標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	30
議案第45号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	30
議案第46号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	34
議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	34
延会の宣告	37

第2号(6月15日)

開議の宣告	41
議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算	41
議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 (議案第47号・議案第48号審査特別委員会報告)	41
意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	41
意見書案第6号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める 意見書	42
意見書案第7号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求 める意見書	43
意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書	43

意見書案第 9号	けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求め る意見書	44
意見書案第10号	郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持 を求める意見書	45
意見書案第11号	年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書	46
閉会中継続調査の申し出について	（総務経済委員会）	46
閉会中継続調査の申し出について	（厚生文教委員会）	46
閉会中継続調査の申し出について	（議会運営委員会）	46
議員派遣について		47
閉議の宣告		47
閉会の宣告		47

平成24年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年 6月14日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 6 議案第42号 車両の取得について
- 第 7 議案第43号 建設工事委託に関する協定について
- 第 8 議案第44号 標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第45号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第46号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算
議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|---------|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副 町 長 | 森山 豊 君 |
| 総務課 長 | 島田 哲男 君 |
| 企画財政課 長 | 佐藤 弘幸 君 |
| 税務課 長 | 武山 正浩 君 |
| 管理課 長 | 後藤 英之 君 |

平成24年標茶町議会第2回定例会会議録

住 民 課 長	佐 藤 吉 彦 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
や す ら ぎ 園 長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 育 管 理 課 長	高 橋 則 義 君
指 導 室 長	青 木 悟 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君
農 委 事 務 局 長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	玉 手 美 男 君
議 事 係 長	服 部 重 典 君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(平川昌昭君) ただいまから、平成24年標茶町議会第2回定例会を開会します。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(平川昌昭君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
2番・長尾君、 3番・菊地君、 4番・本多君、
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(平川昌昭君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、6月15日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(平川昌昭君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足をいたします。

一点目は、「平成24年度国民健康保険税について」であります。

平成24年度の国民健康保険税の取扱いについて、ご報告いたします。

平成24年度国民健康保険税の必要額につきましては、医療費の総額推計と確定申告に基づく基礎課税額から試算した結果、現行保険額一世帯当たり22万7,092円から26万1,253円となる試算結果となりました。

町内経済や課税所得状況などを総合的に判断した結果、国民健康保険税の引上げを行う状況

ではないものと判断し、本年度の保険税率は据え置き、不足額につきましては、本町独自の経済対策として一般会計から繰り出すこととし、補正予算措置を提案しておりますので、後ほどご審議のほど、よろしく願いいたします。

二点目は、「在沖縄米軍による県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施について」であります。

平成24年度における在沖縄米軍による矢白別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

矢白別演習場での同訓練は、国内演習場5カ所中4カ所での実施となっておりますことから、去年は実施されなかったところではありますが、本年度の射撃訓練は、6月13日から25日までのうち10日間、人員約430名、車両約100両、砲数は12門という内容となっております。

このことを受けまして、5月23日に北海道と関係4町で構成する「矢白別演習場関係機関連絡会議」として、矢白別演習場における在沖縄米軍の訓練が固定化されないことと合わせまして、夜間訓練の自粛、規律の維持、野火への安全対策、騒音対策並びに住宅防音区域の拡大の要請を、北海道防衛局に対し行ったところであります。

また、町としましては、状況の把握、関係機関との連絡調整、住民生活の維持安定を図るため、5月28日に「標茶町米海兵隊実弾射撃訓練対策本部」を設置し、内部体制を整えてまいりました。

なお、住民に対する今回の訓練内容の情報提供につきましては、広報しべちゃ6月号並びに農家ファックスにより行ってまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、「節電対策について」であります。

去る、6月5日に釧路地域電力需給連絡会議が開催され、北海道及び北海道電力から7月23日から9月14日までの間、7パーセント以上の節電の要請がなされました。

本年夏の電力需給見通しが厳しい状況であり、セーフティーネットとしての計画停電の実施も検討されているとのことであります。

本町の基幹産業である酪農においては、搾乳や生乳の冷却、猛暑時の家畜の体調管理などで電気の使用が不可欠であります。仮に計画停電が実施されるということになりますと、これらへの影響が懸念されるところであります。

本町としましては、節電により何とかこの期間を乗り切りたいと考えているところであり、そのためにはまず、町の施設が率先して対策を講じる必要があります。6月11日に町有施設節電全体計画を策定したところです。今後、施設ごとに実施計画を策定し、より細やかな節電を推進していくこととしております。

また、町民の皆さん及び町内各事業所へは、「ほくでん」から直接、広報等により節電のお願いをされるものと聞き及んでおり、町といたしましても町広報を通じて、ご理解と節電へのご協力をお願いすることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目は、「森と川の月間事業について」であります。

例年開催されております「森と川の月間」関連事業が全て終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

森と川の月間事業につきましては、標茶町町内会・地域会連絡協議会をはじめとする7つの

団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境」をめざして関連事業を実施するものであります。

本年度は、5月12日の月間出発式以降、植樹や清掃など8本の事業が行われ、企業や団体からの協賛もいただき、延べ1,490名の方々の参加協力をいただきました。

事業の内容といたしましては、第19回シマフクロウの森づくり百年事業植樹、第18回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹などの4事業で6,600本を超える植樹が行われ、別海町で開催されました第11回摩周・水環境フォーラムでは、アルミニウムが環境に与える影響を学んだところでもあります。

また、清掃活動につきまして、自然の番人宣言の統一行動としまして、第12回町内クリーン作戦、西別川清掃、釧路湿原クリーンデーの各事業が行われ、約1.5トンのゴミが回収されました。

これらの活動やその報道などをおし、趣旨の浸透が図られたところではありますが、今後におきましても、この「森と川の月間」活動の充実とより多くの方の参加に努めてまいりたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成24年第2回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下三点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、平成23年度町内各中学校卒業生の進路状況及び平成24年度学校の現況について、ご説明いたします。

はじめに、今年3月に町内中学校を卒業しました生徒の進路状況であります。卒業生は総勢69名で、全員が進学したところであります。進学先の内訳は、標茶高校へ42名、釧路管内公立高校へ19名、管外の公立高校などへ4名、私立高校へ4名となっております。

次に、平成24年5月1日現在の幼稚園・学校の状況であります。入園・入学者数について、幼稚園は4歳児19名の入園者で、昨年と同人数であります。小学校は50名の入学者で、昨年と比べて28名の減。中学校は74名の入学者で、昨年と比べ9名の増であります。標茶高校は88名が入学し、昨年と比べ13名の増となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は40名在籍し、昨年と比べ3名の増。小学校は430名在籍し、30名の減。中学校は207名在籍し、8名の増であります。町内小中学校の在籍総数は、637名で昨年と比べ22名の減となりました。標茶高校は、246名在籍し、昨年と比べ8名の減であります。

学級数につきましては、小学校45学級で、昨年と比べ4学級減であります。中学校では21学級で、昨年と比べ5学級減であります。そのうち、特別支援学級については、小学校10学級、在籍児童数22名、中学校では5学級で、在籍生徒数9名であります。

次に、教職員数であります。小学校は75名で、昨年と比べ9名の減。中学校は53名で、昨年と比べ15名の減であります。全体としては昨年と比べ24名の減となりました。

今年度も、教員定数加配として、通級指導で標茶小学校へ2名、指導方法工夫改善で標茶小

学校へ2名、標茶中学校へ2名、あわせて6名の特別配置をいただいております。また、町では特別支援教育に、支援員として標茶小学校、標茶中学校に各1名を配置しております。

二点目は、教育用教材の受贈についてであります。

サトケン株式会社から会社創設50周年記念として、学校教育に役立てていただきたいと標茶小学校へ60インチ大型テレビの寄贈をいただきました。

次に図書受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶町ライオンズクラブから児童図書17冊（5万円相当）の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で2,050冊（255万円相当）となりました。

心より感謝の意を表すものであります。

三点目は、児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

4月28日、29日に恵庭市で開催された道央中学卓球選手権において標茶中学校卓球部女子団体が3位入賞という好成績を収めました。今後の更なる活躍に期待するところであります。

以上で今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（平川昌昭君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（平川昌昭君） 日程第4。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君）（発言席） それでは、通告に基づきまして質問いたします。

初めに、先般、国会で決まりました「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案改正法案」、これが成立いたしました。小泉内閣のときに郵政改革法案が成立してから、全国の過疎地を中心にサービスの著しい低下が行われました。4月11日に行われた参考人質疑では、これは東京都内ですが、ある村の村長さんが、郵便配達員が貯金や保険を扱えなくなったことを挙げて、今度の改正で過疎地の切り捨てにならないかということを危惧してそのことを強調していました。この村長さんは、金融機関というのは利益追求であって、もうからなければ来ないんだという実体験からもそういう意見を述べていました。

また、静岡大学の鳥畑さんという教授は、過疎地で生活している人たちに金融サービスをどう提供するかという課題が今までもこれからもあるのだということを指摘し、収益性に見合わなければ排除されるか高いサービス料の負担になるのではないかと、民間任せの問題点を述べ

ています。

本町でも、あの小泉郵政改革のもとで同様のサービス低下が行われています。また、この市街地でも、私も経験しているのですが、市街地の中でわずか1番地違っただけ、そこは旧住所から新住所に変わって1番地、数字が1変わっただけでも、隣にその家があるにもかかわらず配達されないで、あて先不明ということで戻ってきたという経験をしています。

私は、今回の改正では保険や貯金を扱っていない簡易郵便局などは郵便局とはみなされなくなるということでもありますから、これは過疎地域での郵便局ネットワークの縮小につながりかねないと考えます。

町長はどのように今回の問題を認識されているか、ご所見を伺います。

また、本町には郵便窓口のみの阿歴内簡易郵便局と、郵便窓口と貯金業務を行っている上オソツベツ簡易郵便局がありますが、郵便業務のユニバーサルサービスがこれ以上後退しないよう、町としても国に働きかけを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・深見議員の阿歴内、上オソツベツ簡易郵便局が廃止とならない取り組みについてのお尋ねにお答えをいたします。

初めに、第180回通常国会において、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案」が可決成立したことによる簡易郵便局の取り扱いなど過疎地域における郵便局ネットワークの認識についてのお尋ねであります。郵便局は国民にとって全国津々浦々に広がる地域住民のライフサービスとしてなくてはならない存在であり、どんな過疎地域等でも公平に提供されることが必要であると考えております。

今回の郵政民営化改正法により見直しをされたことに、郵政3事業のユニバーサルサービスを担保しており、また郵政事業の基本的な役務として「郵便局ネットワーク活用その他郵政事業にあつては、公益性及び地域性が十分に発揮されるようにすること」も明記されております。

このことは、住民にとって、これまで以上に利用者の利便性の維持・向上が図られ、そのほか地域が必要とするサービスの提供に、より積極的に取り組めるものになるものと期待するところであります。

しかしながら、簡易郵便局についての取り扱いが「郵便窓口業務の委託等に関する法律」から「簡易郵便局法」に改められ、将来的にサービス低下につながりかねない懸念はあるものの、郵政民営化改正法の採決に当たって、衆議院、参議院それぞれ「簡易郵便局が今後ともユニバーサルサービスの一翼を担うことにかんがみ、置局水準を現行法より後退させることのないよう必要な措置を講ずること」とした附帯決議がされており、そのことを十分履行されるべきものと認識しているところであります。

二点目の本町の簡易郵便局が廃止とならない取り組みを国へ働きかけをすべきではとのお尋ねであります。議員ご指摘のとおり、本町には郵便局株式会社から町が受託者となっている上オソツベツ簡易郵便局と、標茶農協が受託者となっている阿歴内簡易郵便局がございます。

郵便事業のユニバーサルサービス提供の維持に支障がないよう、そして地域住民にとって利便性の維持・向上が図られますよう、今後とも注視をしながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

12番・深見君。

○12番（深見 迪君） おおむね町長のただいまの姿勢、発言について、そのとおりと理解するわけですが、しかし私たちは前の郵政改革のときも、過疎地でのあるいは地域でのサービス低下はあり得ませんということを、あの法案成立のときに明言していたのです。しかし、実態は私たちがずっと体験してきたとおりであります。

今回の国会のいろいろなやりとりを見ていますと、答弁では、簡易郵便局の問題については提案者が答弁するわけですが、総務大臣がそのことについては判断するわけで、そのときに措置することが可能であるという答えしか言わないと。省令はついていないのですね。附帯決議があったにしても、そのことはこうしますという省令はまだできていないと。

法律にも明記していないし、省令もできていないと。提案者でもある自民党の森山裕さんという方ですか、この方はこういうふうに答えているのですね。幾つか答えていますが、ちょっと抜粋しますが、三番目に「お年寄りや過疎地・離島の住民を含め、人々の暮らしを守る身近な窓口として郵便局が愛され続けること」が大事だと。それからまた、「郵政グループの職員の士気が向上し、郵便局が地域のきずなを維持していく拠点として、地域発展を力強く支えていくこと」を提案者として切望することを法案成立に当たって言っているのですよ。そのとおりとと思う。言っているのですけれども、この提案者の提案の中には、その省令等の保証は現時点では全くないのですね。

私、簡易郵便局の方のお話を伺ってきました。人が少なくなった地域の人たちの、例えば通販の支払いとか、商品名を言ったらずいなのでしょうけれども、やずやの何とかとかお米とか、いろいろ言っていました。そういうことに利用したり、貯金をしたり、そのたびに茶の間に上がり込んでいく。一つのコミュニケーションの場になっているのだということを言っていました。たまり場になっていると。さらにまた、旅行者が記念に郵便局に、何かオソツベツという片仮名名の郵便局は珍しいのだそうで、しょっちゅう旅行者が寄って100円だけ記念に貯金していくという人も結構いるという話をしていました。単に郵便の取り扱いや貯金の取り扱いだけでなく、以前の郵便局の本来の地域で果たしていた役割を、私はこの簡易郵便局は立派に果たしているのだなというふうに感じて帰ってきました。地域の宝のような簡易郵便局を何とか守りたいというふうに私は思っています。

そういう意味で、今回意見書も提出して、成立するかどうかわかりませんが、法案の解釈だけでなく、町長のご所見はわかりましたけれども、結構厳しい側面もあるのでないのかなという気はするのですが、その辺の観測も含めて再度ご意見を伺いたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員ご指摘になったご懸念といいますか、これはこれまで郵政だけでなく、いろんなところで民営化されたときに、どの場面においてもサービスは低下させないということを国は言っているわけですが、ただ現実問題として、では実際に民営化されて、そのサービスを維持するための負担をだれがしていくのかということを考えてときに、民営化を決定した時点で、ある程度ということは、それはやはり想定をしなければいけないものだと私は考えております。私どもとしては、こういったことにおいて、今回も附帯決議等々が出さ

れたことによって改正されましたので、国に対しましては、当然サービスの低下を招かないような形での依頼をしていくということであります。

ただ、先日、全国新聞の中に、ある方が書かれていた中で、郵政民営化の議論を通じて反省をしているのは、いわゆる郵政民営化を推進された側の方ですけれども、反省をしているのは、コミュニティーの再生を話し合う場をつくれなかったことだ。郵政民営化をすることの中で、コミュニティーの将来の青写真というのは、コミュニティー自身が描くべきであり、小学校や農協支所が統廃合されていても、全国一律に郵便局にサービスを押しつけたという形の中で結論を得てしまったことに関して言うと、もう少しコミュニティーのあり方、コミュニティーをどう再生していくのか、人口は減少していく、過疎化は進む中で、というようなご意見が載っておりまして、私はまさにそのことではないのかなと思います。

ただ、そのことを今の時点で推進された側が反省されても、これはどうしようもないわけなので、私どもとしては、国が民営化をスタートさせるに当たって約束をしたこと、今回の改正に当たっても約束したことを履行していただくようお願いをしていくということしか方法はないのではないのかなと、そのように考えておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。

では、二つ目の質問に入ります。

介護保険料軽減の問題ですが、従来、私も少し認識不足のところもありまして、一般会計からの繰り入れは法律上できないことになっているのだということの答弁を再三いただきまして、そうかなというふうに思っていたのですが、きょうはそのことについて少し意見を交換したいなというふうに思います。

もう既にごらんになったと思いますが、6月3日付の北海道新聞1面トップに、介護保険料の大幅値上げに対し、住民の悲鳴と値上げのためのサービスを減らさざるを得ない利用者の現状が報道されていました。全道で1番目の介護保険料のところの記事でありました。本町も介護保険料が高い自治体として何か変なふうにクローズアップされて、しょっちゅう新聞に載って、報道もされています。私は、これらの報道について、これが出るたびに本町で行っている介護保険のサービスの努力、保険料の額のみを大きく取り上げて、行き届いた介護サービスとか施設の維持運営に力を注いできた福祉サービスの努力とか、それから保険料上昇を少しでも抑えるための自治体の努力については、ほとんど報道されない。介護保険料が幾らだ、全国で何番目だ、全道で何番目だということだけが一面的に報道される報道のあり方については、非常に片手落ちだなというふうに思っていました。

しかし、全国的な介護保険料の大幅値上げについての被保険者の暮らしへの厳しい影響もまた事実でありますし、この議会でもやはりそういうことがわかりながら、ああいふ金額を出したということもあります。

そこで伺うのですが、今回、介護保険料の改定に伴う住民の声や反応、本町には具体的にどのような届いているか、まず伺いたいというふうに思います。

また、厚労省の審議会が負担の限界を5,000円などと言っているのですが、厚労省も自分のやったことを顧みないで、負担の限界を5,000円だなんて言う資格はないと思うのですが、そう言っているのですが、私もこれはそのとおりだと思います。それで、本町の保険料がこの限

界の5,000円を大きく超えたことについて、改めて町長のまず見解を伺いたいというふうに思います。

二つ目の質問ですが、従来、厚生労働省が介護保険料の減免制度に対して、保険料の全額免除、それから収入のみに着目した一律の減免、そして3番目に、これはまさしく保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切とする、いわゆる三原則を自治体に示しました。この三原則については、法律上の義務はないというふうに私は認識しているのですが、今までの答弁はそういう雰囲気での答弁ではなかったわけですが、この点についての町長の見解を伺います。

あわせて、第5期が始まってからこの間、住民の介護保険料に対するいろんな声が出ていると思いますが、実態をかんがみて一般会計からの繰り入れをして、さらなる軽減を図る考えはあるかどうか、以上伺いたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 深見議員の介護保険料軽減のため、一般会計からの繰り入れはできないのかについてのお尋ねにお答えをいたします。

6月3日付の報道にもありましたが、3月24日及び3月27日にも同様の記事が掲載をされ、この間、匿名で1名の町民から保険料上昇の説明を求められ、担当で説明を行っております。

報道の内容については、議員ご指摘のように、保険料の引き上げだけが強調されており、サービス内容や要介護認定率などが取り上げられていないことは残念なことであると考えておりますが、本町といたしましては、第5期の介護保険料及び介護保険運営状況並びに介護保険申請手続とサービスのご案内について、広報しべちゃ4月号から6月号でお知らせをし、さらに7月号では介護保険料の算出早見表の掲載を予定するなど、役場ホームページとあわせて、町民への情報発信に心がけておりますことをご理解願いたいと存じます。

また、厚生労働省の審議会では「負担の限界」を5,000円としておりますが、本町の場合は、ご案内のとおり5,725円の基準額算定となっております。確かに国で言う保険料の限界値は超えておりますが、今回は介護報酬も改定され、全体で1.2パーセント上昇しており、また要介護認定者が増加している中で、町民の必要とするサービス利用料の確保を最重点に保険料を算定させていただきました結果であることをご理解願いたいと存じます。

次に、介護保険料の減免措置については、制度当初から国から取り扱いが示され、介護保険は介護を国民皆で支え合う制度であり、保険料を払った人に必要な給付を行うことが前提であり、保険料の全額免除、収入のみに着目した一律の減免、保険料減額分に対する一般財源の繰り入れを適当でないとする三原則については、制度趣旨に基づいた考えであると理解をしております。

これまでの本町の状況は、第4期には、介護サービス給付費の増加に伴い、介護給付費の町負担分の12.5パーセントの一般財源の投入に加え、地域支援事業経費の一部について、政令で認められている範囲内の一般財源からの投入により軽減を図ってきたところでありまして、第5期計画につきましても、同様の運用を行っていく考えでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） 3月の予算を、私も賛成して通した立場もありますし、直ちに軽減の

問題について具体的に議論をするという、今、時期にはないかなというふうに思っています。

ただ、いわゆる三原則の解釈をめぐって、それがどういう状況にあるのかということだけははっきりさせておきたいと思うのですが、これは2000年に介護保険が発足しまして、その数年後に国会でこういうやりとりがあるのですね。質問者が、自治事務である介護保険料の減免制度に対する国の三つの原則は、地方自治法上、国の関与の仕組みの中で何に当たるのかという質問に対して、政府のほうでは、地方自治法第245条第1号のイに規定する助言あるいは勧告に当たると。助言あるいは勧告に当たるとして答弁しているのですね。再度質問で、助言もしくは勧告の場合、自治体はそれに従う義務があるのかという質問に対して、法律上の義務はありませんと明確に政府は答えている。さらに、自治体が減免制度の実施など福祉の増進のために、これは自治法上まず第1番目に明記されていることですが、自治法、福祉の増進のために頑張るといふことは明記されているのですけれども、三つの原則はさまざまな矛盾や自治体への圧迫にもなっていると。

だって、ここの議会で議論しても、一般財源の繰り入れはそういう仕組みになっているからできないのですということが僕らの頭の中にもインプットされていて、全くできないのだという、そういうものなのだという解釈でいたのですけれども、ここでの国会のやりとりはそうではないのです。

それに対して、当時の厚生労働大臣、坂口さんが、三つの原則を乗り越えてやるということも全国で100幾つあると。絶対だめだと、やめろということまで言っていないと。もちろんさっき町長おっしゃったとおり、奨励はしていないけれども、自治体の主体性を尊重していますということで、介護保険料を安くするために一般会計からの繰り入れをするのは、法律上義務づけられているものではないという、そういう当時の厚労大臣の答弁でもあるのですが、それはそういう解釈でいいのかどうなのか、その点について伺いたいです。財政上の問題は別としてね。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えします。

法的な解釈についてどうこうということに関しますと、私もちょっと確信がないのですけれども、ただ、制度をつくったときの基本的な考え方、運営上の問題等々から、この三原則というのは守るべきという国からの考え方が示されていることは事実でありまして、議員もご指摘になっているように、この介護保険制度というものがやはりどういう課題を抱え、将来的にどういう改正をしていかなければいけないかという問題が多くあることは、現実問題として事実だと私は思っております。やはりそういった中で、持続可能な、高齢化がこれほど急速に進む中で、負担のあり方の問題にしても、現在やはり40歳以上というものが本当にこれでもつものかとかという問題とか、いろいろな課題は当然抱えていると思います。ただ、基本的には、この制度の趣旨について言うと、私はその趣旨を実現させるためにどういう手法がいいのかということについては、いろいろ考えなければいけないことはあろうかと思っておりますけれども、現時点においては、国の一般財源からはという考え方については、私はやはり趣旨を守るために別の考え方が多分必要なのではないのかなと思います。

だから、短期的に負担がふえるから一般会計からということになりますと、それは現在の単独の市町村の中でやっている場合に、本町であってもこれがどのくらい続くかということも考

えなければいけませんし、将来的にどうあるかということも考えなければいけませんし、私どもは何より持続可能な制度とすることが必要であり、安定的に運営していくためにはやはり市町村の単独では無理で、まず広域をお願いしたいということ、これは全国の町村長においても国のほうに要望しているところでありまして、私どもとしてはまずこのことに最初に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） そのことについてはよく、納得は別としても、町長のおっしゃることは今までもそういうふうに理解してきたつもりです。今回私がテーマとしてお話ししているのは、議場での答弁は一般会計からの繰り入れはできないのだという、財政上やそれから運営上の問題ではなくて、もともと一般会計から繰り入れるということはできないのだという制度なのだという説明だったのですよ。それは、さっき、私、繰り返しませんけれども、政府答弁はそうでなかったのですよね。そうでないのですよ。その辺の認識だけはちょっと合意したいなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

できないという答弁をした記憶、私ちょっとないのですけれども、この制度を運営していくもともとの考え方をどうやって進めていって、その不適切な部分を変えていくのかという考え方の中で、一般会計から持ち出すという前提ではなくて、この制度の負担のあり方そのものをやはり考えていくべきではないのかなということはずっと私どもとしては考えてきておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） できないという答弁はした覚えはないというのは会議録を見ればすぐわかることなのですが、これは自治体の姿勢にもかかわっている問題なのですが、国が助言もしくは勧告なのだと言っていることで、法的な縛りがあるのではないということについても、諸般の周りの事情はわかりますけれども、国がこう答弁しているわけですから、法的な縛りはないのだということを言っているわけですから、その点については合意できないのですか。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思えます。

法の解釈についてということではなくて、私はいわゆる介護保険料に対して、現在である程度認められている以外の一般会計からの繰り出しについては、基本的に言いますと適切でないという考え方の中で、介護保険の負担のあり方等々については、やはり別の考え方が必要で、持続的にこれを運営していくためには、別の考え方が必要でないのかなという考え方でずっと答弁をしてきておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 12番・深見君。

○12番（深見 迪君） ちょっと何か答弁がすれ違っているように感じるのですが、私は今まで、町長は先ほどできないという答弁した覚えはないとおっしゃって、そのことは言い換えれば法律的にできないのだという答弁をした覚えはないということだと思っておりますが、今回私がテーマとして議論しているのは、それは自治体にゆだねられていることであって、法律的に一般会

計からの繰り入れはだめなのだと、できないことになっているのだということではないのですねということを確認しているだけであって、それについてはどうなのでしょうかね。同じようなやりとりで、ちょっとまずいなと思うのですけれども。

自治体の判断でということではよろしいのですね。法律で縛られているということではないのですね、その一般会計からの繰り入れが。

(何事か言う声あり)

○議長(平川昌昭君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) お答えしたいと思います。

法律に対する解釈という問題でありますので、私どもの今までの解釈としては、一般会計からの給付について可能なものについては、それについては今までも対応してきておりますし、それ以外のものについては認められないという解釈のもとで対応してきたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

(何事か言う声あり)

○議長(平川昌昭君) 12番・深見君。

○12番(深見 迪君) 周りからの声もありますし、法律上の解釈がどうであるのかということだけをはっきり聞きたかったのであって、そのことがちょっと今あいまいなまま終わってしまうわけですが、今回はこれで終わります。

○議長(平川昌昭君) 以上で12番・深見君の一般質問を終了します。

次に、4番・本多君。

○4番(本多耕平君)(発言席) それでは、私のほうから大きく二点についての質問をいたしたいと、このように思います。

まず、第一点目は、上茶安別住民、そして町道を利用している方々、長い間の要望でありました改良工事が進んでおりますが、総延長が約10キロ以上あるということから、全線改良の完成はおおよそ幾年ぐらいを見て計画されているのかをお伺いいたしたいと思います。

またさらに、その町道中茶安別線に接続している町道東国1線の改良事業計画の是非をお伺いいたしたいと、このように思います。

近年、当地区の離農・休農者が相次いでおりますけれども、地区の農地を守っているのは地区外の農業者が多いわけでありまして。農繁期中は特に大型機械の通行の危険箇所が数多くあります。一日でも早い改良が地区から、あるいはまた利用者から望まれておりますので、安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、町の取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長(平川昌昭君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君)(登壇) 4番・本多議員の町道標茶中茶安別線の全線改良の予定年次は、さらに町道東国1線の改良工事を望むとのお尋ねにお答えをいたします。

お尋ねの2路線につきましては、議員のご説明にありまして、長年の地域要望を経て、標茶中茶安別線では、防衛省所管補助事業の採択を受け、平成19年より実施設計、用地買収から事業着手、平成21年度からは改良舗装工事と実施設計及び用地買収等を並行して進めている状況であります。

改良舗装工事の進捗は、平成23年度2カ年国債発注分までで、全体路線延長12.8キロのうち、約28パーセントに当たります3.6キロメートルが完成あるいは工事中であります。

厳しい補助予算の中、全体計画延長が12.8キロと長い路線の計画でありますことから、円滑な事業進捗を窓口であります北海道防衛局と相談させていただきながら、全体延長を4期に分割して事業をスタートさせ、その後3期に変更し、現在、市街地側になります起点側から5.8キロメートルまでの1期工事を進めているところであります。

お尋ねの全線完了年次は、当初計画では平成35年となっておりますが、現時点では若干この計画より速いペースで進捗をしております。

今後の進捗も、補助事業予算との兼ね合いとなりますが、町といたしましては、北海道防衛局との協議を進めながら、早期の全線完成を目指して鋭意努力してまいり所存でありますので、ご理解をお願いいたします。

次に、二点目の町道東国1線の改良事業を望むとのご質問にお答えをいたします。

当該路線につきましても、長年の地域要望でございまして、補助事業での実施を模索してまいりましたが、補助事業での採択は望めないことから、起債事業であります「ふるさと農道緊急整備事業」での平成25年度工事着手へ向けて準備を進めており、準備作業として、調査、設計費を今回、一般会計補正予算で提案させていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） かなり前へ進んだ答弁をいただきました。

それで、前段申し上げました上茶安別、中茶安別線の事業の進捗状態でありますけれども、今、町長から説明を受けました、当時4期から3期に分割をしての事業計画を組んだと。さらに、その1期ということでの今年度かなり事業進捗を見ているようですが。

そこで、先般、担当のほうの方ともちょっとお話をしたのですが、非常に路線が長いということで、住民あるいはまた町道を利用している方々の意見を聞きますと、施工順、今は起点の標茶の市街のほうから進んでおりますけれども、地域要望では、地域会の方々ですけれども、いわゆる272のほうから2期目は入ってもらえないのだろうかという、実はご相談を受けているわけですが、その点いかがでしょうか、お伺いいたしたいと思っております。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） できるだけ円滑な事業進捗ということで防衛局と協議をしながら、またご案内のように、厳しい補助事業メニューの中で、当該補助事業が他と比較しまして非常に速いスピードで進められていると私どもとしては考えております。

ただいま議員からの提案にありました終点側からということにつきましては、地域要望等も踏まえまして、今後、事業予算、地域条件等々が整えば、そういった要望もと考えておりますけれども、現時点ではまずもって1期工事の終点までの完成を目指してまいりたいと思っておりますし、終点側からのということになりますと、二つほど懸念されることが、議員もご案内のように、現在、釧路、中標津の高規格道路が計画をされ、事業を進めておりまして、この路線の終点側というのはこれに接続をするわけでありまして、その場所がまだ確定をしていないという状況もありますし、それと起点と終点ということになりますと、迂回路の問題も多分出てくるのではないのかなと思っておりますし、そういったさまざまの課題もありますけれども、私どもとしては何とか手法がないのかということで地元の要望も踏まえまして防衛局との

協議を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 4番・本多君。

○4番（本多耕平君） 今の町長お答えくださいましたように、これについてはできる限り、先般、担当課長にもお話ししてありますけれども、ぜひ住民との対話をできれば、住民要求がすべて通ると私考えませんが、しかしやっぱり地域住民が多く利用することですので、利便性を考えればぜひ地域との話し合いを進めながら地域の理解も得られるような工事基準、施工をしていただければなど、このように思います。

なお、先ほどの東国1線の問題ですけれども、これについても、実は私もこの一般通告の質問を出してから議案の中身を見ましたら、今年度の予算の中にふるさと農道ということでの設計というようなことでの予算が組み込まれておまして、非常に安心しております。私以上に地域の方々が非常に長い間、町では防じん対策等々、あるいはまた事故が多いところにはミラー等をつけるなどの努力はなさっておりますけれども、抜本的な対策はやはり一日も早い、一年も早い改良工事を望んでおりますので、ぜひ有効な事業を進めていただければと、このように思います。

続いて、二番目の中央公民館分館のことで実はお伺いをいたしたいと、このように思います。

標茶町の耐震改修促進計画に基づいての改修工事が着実に進んでいると、この実態は私、十分理解しております。今年度の町政執行方針にも述べられておりますけれども、中央公民館分館の改修実施設計がどこまで進んでおられるのか、まずそれをお聞きしておきたいと思っております。

さらに、それにつけ加えまして分館と隣接している勤労者会館の現況、さらには利用状況と存続を私は検討いたしますときに、所管する部署は異なっておりますけれども、施設の利用者の合理的な利用、運用を考えたときに、分館との統合利用、いわゆる施設の合併といえますか、併用を検討されてはいかがかなというふうに考えますが、いかがでしょうかお伺いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、本多議員の中央公民館分館の耐震改修実施計画についてのお尋ねにお答えをいたします。

耐震化に向けた中央公民館分館の実設計等の進捗状況につきましては、教育長からお答えすることといたします。

初めに、勤労者会館の現況と利用状況についてであります。建物の現況につきましては、昭和52年に建設をし、34年経過しているものであります。

耐震化に向けての第1次耐震診断結果については、管理棟及び大会議室とも耐震性が低いと診断をされ、特に大会議室については、軸組のみならず全面的な補強が必要との診断がなされたものであります。

また、会館の利用状況についてであります。平成23年度実績で申し上げますと、利用者団体の状況では、町内会関係で53回、労働団体52回、健康体操49回、YOSAKOI 49回、音楽団体28回、福祉団体28回、その他で67回、合わせまして326回、延べ人数で5,027人の方が利用しております。

お尋ねの隣接する中央公民館分館、勤労者会館との統合利用についてであります。町有施

設の耐震化につきましては、平成20年3月に策定しました標茶町耐震改修促進計画に基づき、耐震診断の実施、その診断結果を踏まえた施設の耐震補強を基本に、施設の利用状況、利用団体等の意向を確認しながら、改修、解体、用途変更等を行い、平成27年度末までに耐震化率100パーセントとする目標で計画推進をしているところであります。

中央公民館分館につきましては、多くは楽器等を使用する文化団体が利用されており、団体等からは近隣等への騒音、楽器類の保管上からして、現状と同様の利用形態を望む意向となっております。

また、勤労者会館につきましては、現在、利用者団体との協議中でありまして、前段申し上げました利用状況等を踏まえ、施設の活用方法及び耐震化内容を検討することとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 4番・本多議員の中央公民館分館の耐震改修実施計画の進捗状況はについてのお尋ねにお答えいたします。

中央公民館分館につきましては、標茶町耐震改修促進計画に基づき、平成22年度に耐震診断を実施したところであります。その後、昨年の広報しべちゃ5月号の公表とあわせて、中央公民館分館利用者会議において、今後の当該施設の活用などについて利用団体の意向調査等を行いました。その結果、現状の利用は、カラオケ、吹奏楽、合唱、太鼓などの団体が日中、昼夜を問わず毎日利用されており、あわせてその都度の移動が困難な大型楽器の保管も兼ねて利用していることと、他の代替施設への移行も困難である状況などの結果を踏まえて、町長部局との内部調整を進める中で一定の方向性が示されましたので、利用者に不都合のないよう、耐震改修に向けて、実施設計等を今年度中に終わらせる方向で現在、具体的な調整を進めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

4番・本多君。

○4番（本多耕平君） ただいまの後段の私の質問に、町長と教育長から答弁をいただきました。

私も当然、例えばだれがどう利用しているということですか、あるいはまた特に中央公民館の分館についても、あるいはまた勤労者会館においても、利用形態としては社会教育の一端を担っていることが大きなわけで、私は決して回数が利用されているとかされていないとか、費用対効果ということを重視していることと言っているつもりはございませんし、今後も言うつもりはないわけですが、ただ、やはり耐震についての改修をするという最もいい時期でございますので、教育長、町長が述べられておりますように、利用者との十分な意見を交換しながら、今後のどのような設計をしていくかということをお話いただきました。そんな意味では、今後の利用者のごこと、あるいはまた町民の減少、あるいはまた社会教育のあり方、あるいはまたその実態を踏まえるときに、ただ単に公民館を改修すればいい、あるいはまた勤労者会館を改修すればいいのだということではなくて、前段申し上げましたように、いわゆる施設の合理的な利用ということ、いま一度所管は違っても検討の材料に加えていただければなということ、最後に私のほうから意見として申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（平川昌昭君） 答弁要りませんか。

○4番（本多耕平君） 要らないです。

○議長（平川昌昭君） 以上で4番・本多君の一般質問を終了します。

次に、2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君）（発言席） 現在、各自治体において人口減少問題は深刻化しており、喫緊の課題とされております。北海道を初め各自治体でも受け入れ地として効果的推進を図るため、課題の検討がなされております。北海道や各自治体、関係組織のウェブサイトを見ますと、各市町村、住環境やイベント、サポート体制などをアピールされており、受け入れ側としての積極性がうかがわれております。

標茶町においてもワンストップ窓口が設置され、随時対応されていることと思います。平成21年度にまとめられた「北海道への移住・交流促進に向けた意識調査」を見ると、北海道としてはシニア層をメインとした移住推進を図っているように見受けられますが、標茶町においては現役世代へのアピールも必要と考えております。

標茶町として事業を推進するに当たり、今後具体的にどのような方針で進めていくのか、所見を伺います。

また、地域の魅力を伝えるためには地元商工会、観光協会、農協を初め関係団体に協力を仰いでいるとは思いますが、北海道観光振興機構等とは連携がとれているのか伺います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 2番・長尾議員の効果的な移住推進事業についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、我が国が人口減少社会に転じ、多くの自治体の人口が減る中で、本町においても人口減が大きな課題となっていると認識をしております。

その対策の一環として、本町は北海道移住促進協議会に加入し、情報収集に努めながら相談体制の構築と不動産ネットワークによる情報提供などの移住対策を進めてきたところであります。

お尋ねの現役世代へのアピール、今後の具体的な方針についてであります。ご案内のとおり、北海道内では団塊の世代のリタイア期に向けて移住対策が積極的に進められてきました。

本町においては、シニア層も含め幅広い層をターゲットと考えておりますが、生産年齢期の定住には就労の場の確保も必要でありますことから、企業誘致や地元産業の育成等の施策と並行して本町の魅力発信を図ってまいりたいと存じます。

また、今後の具体的な方針についてであります。議員ご承知のとおり、体験移住は本町の魅力を理解していただく有効な手段であり、今般、地元経済団体や観光協会などと連携を図り、「ちょっと暮らし・お試し暮らし」住宅の整備に要する費用を補正提案させていただいておりますが、住んでみたい、これからも住み続けたいと思っただけのまちづくりを進めながら、移住対策も積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、北海道観光振興機構との連携はとのお尋ねであります。移住の入り口は観光からとのご意見もあり、本町も本町観光協会が会員として加入しておりますので、引き続き本町の魅力発信のために本機構や観光連盟などと連携を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 標茶町としても積極的に取り組んでいかれるというお話で、非常に前向きなお話が聞けてよかったのではないかなというふうに感じております。

その中で1つ気になったものがございます。総合政策部地域づくり支援局が報道発表資料として出している資料がございまして、その中で平成23年度の「ちょっと暮らし」のアンケート結果というものがございます。その中で、利用者の約4割が今後移住を考えているという部分と、あと約6割の方が滞在地から旅行をしている、もう一つは、今後地域の方々との交流、温泉めぐり、農業体験などを希望しているという結果が報告されております。そういった中で、標茶町においては、昨今、離農される農家さんが多いと、そういうところも踏まえて、農業体験を全面的にキャンペーンとしてやってみるなど、そういったアイデア等も取り入れながら標茶町のアピールをしていけたらいいのではないかと考えておりますが、町長の所見を伺います。

○議長（平川昌昭君） 休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

議員ご指摘のように、本町の持つ魅力の大きな部分は農業だというぐあいに思っております。ただ、現在の本町が進めている農業というのは、ご案内のように酪農でありますし、また大型の野菜ということでありまして、それといわゆるターゲットをどう組み合わせていくのかにつきましては、多分いろいろ検討しなければいけない課題ではないのかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても本町が持っている魅力、可能性をできるだけ都会に住んでいる方々に理解していただくことが大事だと思っておりますし、また昨年あたりから夏の涼しさ、特に夜間涼しいということが非常に都会の方々には魅力というぐあいに私どもも理解しておりますので、そういった意味で標茶の可能性について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 2番・長尾君。

○2番（長尾式宮君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で2番・長尾君の一般質問を終わります。

次に、9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君）（発言席） 通告に従いましてご質問させていただきます。

森林・林業の充実についてという件名でございまして、平成23年の7月、森林・林業基本計画が閣議決定されたことにより、各自治体においてはそれぞれ森林整備計画を策定することとなり、本町でも本年4月1日から10年間の期間とする森林整備計画が策定されました。

国の森林基本計画は、森林整備の効率化、集約化の徹底、効率的な加工、流通体制の整備、

木材利用の拡大等を通じ、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させ、現在26パーセントの木材自給率を平成32年までに50パーセントにすることを目標としております。

本町の森林整備計画による数字を要約しますと、本町は総面積の54パーセントに当たる約5万8,900ヘクタールが森林で占められております。その内訳は、国有林が約2万4,400ヘクタール、民有林が3万4,600ヘクタールとなっており、民有林のうち町有林が約4,900ヘクタール、私有林が約2万9,700ヘクタールとなっています。民有林のカラマツ、トドマツを主体とした人工林の面積は約1万2,400ヘクタールで、そのうちの55パーセントが35年生以下の若齢級林分であって、計画でも述べられているように、今後、適切な時期での保育や間伐を実施していくことが重要です。

森林には木材生産の機能のほか、国土の保全、水源の涵養を初めとする公益的機能を有しており、これらの多面的機能の発揮を通じて人々が安全で安心して暮らせる社会の実現や林産物の供給源として地域の経済と深く結びついています。

本町の基幹産業である酪農業とのかかわりにおいても、水源涵養機能の発揮や河川周辺の森林整備による河川の水質保全是重要であり、また本町にはシマフクロウなどの希少動物が生息する地域があり、それぞれの特徴、機能に応じたきめ細かい森林施業が必要と思います。森林整備計画では、森林整備の現状と課題、基本方針を明らかにし、多岐にわたり具体的な方策を示していますが、この計画を進めていくためには困難な課題もあるのではないかと考えます。

そこでまず、この計画策定に当たってどのような問題や課題があったのかをお伺いいたします。

第二点には、こうした計画の策定や実行の管理を行っていくには専門的知識を有する人材の確保が必要と考えます。また、現場における適切な実行管理を行う監督者や今後の森林作業に欠かせない高性能林業機械を操作するオペレーターなどの確保も必要です。これらの人材をどのように育成し、確保するのかを伺います。

三点目は、当然のことながら、森林整備を進める財源が必要です。国に対する要請、要望も含めて安定財源確保のためにどのような努力を行うのかを伺います。

森林・林業基本計画の推進にかかわって、近年のエネルギー事情から、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスによる再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要とされています。再生可能エネルギーの導入は、関連産業の育成や雇用の創出といった経済効果が期待されます。本町の総面積の54パーセントを森林で占めていますから、バイオマスエネルギーの活用を積極的に検討するべきであると申し上げて質問を終わります。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 9番・鈴木議員の森林・林業の充実に関するご質問についてお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、平成21年12月に森林・林業再生プランが公表され、平成22年11月に最終取りまとめされた「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の中で、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランと位置づけられました。そして、平成23年4月の森林法の一部改正により、再生プランを法制面で具体化するとともに、この「改革の姿」をたたき台として、新たな森林・林業基本計画が平成23年7月に閣議決定されたところであります。

新たな制度では、「森林・林業再生プラン」の実現のため、計画的な森林施業の定着並びに

集約化と路網整備を図り、持続的な森林経営と国産材の安定供給の確立を目指すこととされました。また、これらの実現を地域で担保するためのマスタープラン、すなわち基本計画とされた市町村森林整備計画に求められる内容は大幅に強化され、実効性と的確な運用が求められることになりました。

一点目の計画策定に当たっての問題や課題は何であったかとお尋ねでございますが、計画策定に当たり特に課題であったのが、市町村が地域の実情に応じて設定できることになったゾーニングの作業であります。地域における森林に求められる機能を明らかにし、望ましい森林の姿に誘導するため、箇所ごとに施業方法を設定する必要があることから、相当な専門知識が必要であり、根釧西部森林管理署及び釧路総合振興局森林室の準フォレスター並びに標茶町森林組合の森林施業プランナーから指導、助言をいただきながら策定作業を行ってまいりました。

結果的には、町内林業事業体や地域の代表者などにも参加いただき、三度の標茶町森林整備推進会議を開催し、計画策定に至っております。

二点目の森林整備にかかわる人材育成の取り組みについてであります。近年、本町においても森林所有者の高齢化や林業採算性の悪化などに起因する、いわゆる山離れが進んでおり、森林施業や管理、経営までを委託したいとする森林所有者が大半を占めているのが現状であります。このような中、森林組合を中心とした林業事業体には、森林管理の主体として造林、保育などの森林施業の受託から森林経営計画策定に至るまでの幅広い役割を担うことが期待されています。

こうしたことを受け、標茶町森林組合では、持続的な森林経営を推進するため、森林所有者に対して、路網計画、間伐方法などの森林施業の方針、利用間伐による事業収支等までを提案できる森林施業プランナーの認定取得を推し進めています。既に職員1名が認定を受けており、さらに1名の認定取得に向け、職員を研修等に派遣しておりますが、森林組合のみならず、他の林業事業体等の職員の森林施業プランナーの認定取得についても、国の人材育成にかかわる補助事業を活用しながら、町としてもどのような支援ができるか、今後も研究してまいりたいと考えております。

また、町担当職員のスキルアップについては、各種研修を活用するとともに、町森林整備計画の実行管理を図るための実務担当者レベルによる組織を関係機関の協力をいただきながら7月上旬に立ち上げる予定であり、研修と実務両面から進めていきたいと考えております。

三点目の森林整備のための安定財源確保についてですが、本町においては、町有林を含めた一般民有林における森林整備は、皆伐事業を除き、植栽から除間伐などの保育事業までを国などの補助事業を頼りに行っているのが現状であります。

国では、木材等生産機能のほか、森林の持つ水源涵養や生物多様性の保全など、森林の持つ公益的機能が国民に理解されつつある中、京都議定書のCO₂森林吸収目標1,300万トンの達成に向け、森林整備地域活動支援交付金を初めとする造林関係補助事業の拡充を実施しており、今年度の本町に対する造林公共予算の配分は約2億600万円で、前年度実績比123パーセントとなっております。また、森林整備加速化・林業再生事業では、平成26年度までに町有林、私有林を合わせて約6,800メートルの林業専用道の開設事業が計画されているところであります。

しかし、森林の持つ公益的機能を十分に発揮させるためには、持続的な森林の整備、管理が

重要であり、とりわけ林業専用道を中心とした作業路網は、間伐などの保育事業や施業の集約化を図る上でも欠かすことのできない施設と考えており、造林公共予算の現状維持と、昨年度の国の3次補正予算で期間延長となっている林業専用道の定額補助事業の長期継続など、必要な支援について国に強く要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（平川昌昭君） この際、再質問があれば許します。

9番・鈴木君。

○9番（鈴木裕美君） 今回のこの森林整備計画につきましては、3回の会議をそれぞれの関係団体の協力をいただきながら計画をされたということですが、この3月までにつくり上げるという作業が、大変シカ対策に追われている、特に林政係としましては、非常なご苦勞があったのではないかなというふうに感じておりまして、つくり上げたことに心から敬意を表したいというふうに思っております。

町長のほうから国に強く要望していくということでございますから、それ以上のことは、この森林を充実させていくには、いずれにしてもとにかく財源が問題であって、補助事業によって今は実施している、いくということではありますが、人材の育成についても、前に要請を受けた団体のときにも、フォレスターなりオペレーター等々の充実を人材確保してほしいという要請のときにも町長は、やっぱり何だかんだいっても職員数を減らせと言われていた状況の中で非常に厳しいと。そして、その財源もなかなか難しいのだというふうに答えておりまして、私自身もそのとおりだし、この林業に関しましては専門職に当たりますから、町独自で専門の人を配置するというのは、人件費も含めると大変な状況になるなということには私は理解はしております。ですから、改めて要望するわけですけれども、町村会なり各種開発期成会等におきましても、この林業問題に関しては強く働きかけをして、特に人材の面を含めた財源確保について当たるようにという要請をすることが大事ではないかというふうに思っております。

森林については、本来国でやるべき責任なのですよ。しかし、そのことがこういう基本計画をつくって、それぞれの道やあるいは自治体に、私は責任を負わせているのではないかなというふうに考えてもおりますので、ぜひ町村会や開発期成会において強い要請、要望をしていただきたいというふうに思っておりますが、もう一度伺って終わりたいというふうに思います。

○議長（平川昌昭君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的には私は議員と考えは同じかなと思いますけれども、ただ、いわゆる担い手の育成につきましてもいいと思いますと、やはりこれを市町村が担うということに関しては非常に無理があると私は思っております。国の考え方として、国有林、道有林、町有林、民有林含めて森林をやはり同一のレベルで、流域全体の多様性を守るという観点の中から私は管理をしていくべきだろうと、そのように考えておりまして、そういった意味で、実際に例えば国有林の管理も地元で任せていただきたいというような要望も本町は続けております。そういうことの中で、ある程度仕事が想定をできれば、やはり担い手の育成という面では大きく違ってくるのではないかなと思っておりますし、また少し中断をされておりますけれども、前政権のときに進められておりました道州制の議論というのも非常に進んできておりまして、特に北海道の場合は道州制という議論を進めて、例えば道と基礎自治体である私どもの町村がそれぞれの役割を分担しながら

ら相互に、例えば人材育成も含めてどういったあり方がいいのかということを考えていくことは効果的でないのかなと私自身は考えております。

いずれにいたしましても、本町の擁する6万ヘクタール近くの森林というのは、この地に暮らす子どもだけではなく、これは日本国全体、また未来から預かっているものでもありまして、子どもがしっかりと管理をしていくためにどういった手法が必要なのか等々について、必要なことについては精いっぱい努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（鈴木裕美君） 終わります。

○議長（平川昌昭君） 以上で9番・鈴木君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時38分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎報告第4号

○議長（平川昌昭君） 日程第5。報告第4号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 報告第4号についてご説明いたします。

本件につきましては、平成23年度標茶町一般会計補正予算第5号及び第6号で議決をいただきました3件の繰越明許費の繰越計算書でございます。

平成23年度歳出予算の経費うち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき、年度内にその支出が終わらない当該3事業について、予算の定めるところにより、平成24年度に繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

報告第4号。繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成23年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

次ページをお開きください。

平成23年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書。

6款農林水産業費、1項農業費、畜産担い手育成総合整備事業（標茶西部地区）、金額4,822万5,000円、翌年度繰越額2,004万2,000円、財源内訳は、国道支出金536万8,000円、その他財源1,467万4,000円であります。同じく道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）、金額4,670万円、翌年度繰越額650万円、財源内訳は、一般財源650万円であります。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業虹別ふ化場線、金額1億2,150万円、翌年度繰越額4,611万7,000円、財源内訳は、国道支出金、2,997万6,050円、

地方債1,610万円、一般財源は4万950円であります。

合計では、金額2億1,642万5,000円、翌年度繰越額7,265万9,000円、財源内訳は国道支出金3,534万4,050円、地方債1,610万円、その他財源1,467万4,000円、一般財源は654万950円であります。

調製につきましては、平成24年5月31日であります。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 繰越明許の8款土木についてお聞きをしたいと思います。

今回ここで4,611万7,000円繰り越したわけですが、この1億2,150万円の関係なのですが、当初1億1,350万円から始まっているわけですがこの経過をお聞きしておきたいと思うのですけれども、その中で350万円は事務費だと思うのですが、その後800万円ほど増えていきますよね。それも合わせて経過の説明をお願いしたいと。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金事業虹別ふ化場線の繰り越しの経過でございますが、計算書によります金額欄1億2,150万円につきましては、議員ご指摘のとおり事務費350万円を含む総額事業費になりまして、経過的には当初予算で1億1,350万円に12月補正で800万円の補正をさせていただきました。経過的には、平成23年度の工事につきまして国からの交付が結果的に2回の交付となりました。町予算におきましては、1億1,350万円当初予算計上させていただきましたが、交付によりまして、東北大震災関連で5パーセントの保留がありました。補助金の交付が3割強カットされまして7,400万円5月に交付されました。この交付額を基にして入札を行いまして、執行残がございました。その後10月の予算調整の段階でこのカット分も含めて町として補正要望を国に対しておこなったところでございまして、これが11月で変更申請が行われまして、追加配分がされました。冬季間になるということで、繰り越しによって工事を進めることにしたものでございまして、計算書に戻りますが、金額欄につきましては、ご指摘のとおり事務費を含んだ総額事業費、それから繰越額につきましては全額工事費というかたちで繰り越しさせていただきました。現在、3月16日に入札しまして、6月29日の工期まで工事を進めているところでございます。

○議長（平川昌昭君） 8番・館田君。

○8番（館田賢治君） そうしましたら、金額的に800万円予算がふえたということになるわけですね。ふえて執行残なのですけれども入札の執行残なの、それとも執行したやつの現場での数字の変更があつての残が請負費か何かで残ったのかな。入札の執行残ということになると今回、入札3月でこの分やっていますよね。結果的には、この数字からいくと今現在でいえば1,000円残っているということになるのですか。そういうことですか。

○議長（平川昌昭君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

800万円につきましては、12月で同時に同じ社会資本整備交付金事業で実施しております防

雪柵事業の24年度完成の見通しのたった分の事業費工事費分、これについて事業の進捗の目的でふ化場線のほうに持って行って、それで12月で800万円を補正させていただきました。増額補正でございます。これで3,600万円に800万円をプラスして4,400万円ということにさせていただきました。執行残につきましては、議員ご指摘のとおり入札が2回行われて、中身的には舗装も行なわれていますので2回以上行われていることにはなりますが、1回目の配分の分での執行残がまずございました。5月に発注した分でございます。1回目の配分での執行残は純粋に執行残でございます。これは、211万7,000円ございまして、4,400万円にこの執行した請負残をプラスして総額で4,611万7,000円全額工事費分を繰り越しさせていただきました。3月21日に契約いたしました今回の繰り越しの工事6月までの工期でございますが、現状ご指摘のとおり、これはあくまでも繰り越している金額の状況でございまして、これより実質的に落ちている状況に、執行残が発生しております。しかしながら今後設計変更等々出てきた時に対応が可能なように繰越額はあくまでも計算書の中においては、繰り越した入札の前の状況で計算されておりますのでご理解の程をお願いいたします。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本件を、承認してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、報告第4号は、承認されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（平川昌昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議案第42号

○議長（平川昌昭君） 日程第6。議案第42号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君）（登壇） 議案第42号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、より、安全安心な交通空間確保を目的に平成5年導入の阿歴内線で利用している走行距離数が80万4,000キロに達した老朽化が進んでいる現車両の更新用として導入を図るものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第42号、車両の取得について。

町は、下記の車両を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものです。

- 1 取得車両の名称及び数量 中型バス（38人乗）1台
- 2 規格及び型式 ガーラミオ M-II SGD-RR7JJJJ
- 3 取得価格 1,993万4,221円

4 取得の相手方 住所、川上郡標茶町開運1丁目36番地1、氏名、木下自工株式会社、代表取締役木下裕幸

なお、入札については、配付資料のとおり6月6日町内業者5社にて執行いたしました。

以上で、議案第42号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） ただいま車の購入ということでありましたけれども、金額的に落札が28,834円という落札価格で受けたということになってはいますけれども、この5社も入札に関わっていないながらなぜこんな少ない金額になったのか、その辺のところ、前にも入札の問題点でいろいろ出ていましたけれども、今回もどのような経過でそういうようになったのか教えていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

予定価格との差という意味でございますね。

予定価格につきましては、この度はディーラー2社の方からこちらの求める55項目にわたる特別仕様含めて見積を出していただきました。そこで、比較検討あるいは、値引率の関係ですとか提案しまして、予定価格を設定したところであります。なお、入札に当たりましては、私どもといたしましては、見積業者の方で私どもの仕様に添って、積算積上してきたものと認識しておりますので、適正なものと理解をしております。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 入札うんぬんと言ってしまうと、そういう形で出てくれば話のしようがございませんけれども、ただ、仕様に当たって50何項目のあれというのは、普通からいくと38人乗というのは、阿歴内線ということなわけですけど、乗車率というのは、この頃は何人ぐらいの乗車率になっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） お答えいたします。

数字が平成22年度でありますけれども、利用人員が全体2,968人でございますから、割り返

しますと運行回数が531日です。5、6人ですので、なおそれに41人乗ですか、約乗車率が13.6パーセントです。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 三回ということなのでまとめて話しをいたしますけれども、これだけの乗車率しかないのになぜこのような38人乗というのを設定したのかどうなのか、たとえば、おそらく車そのものは、いすゞが土台になっている車だと思うのですが、マイクロバスであれば7、800万円で済むということはあると思うのですが、なぜこのような高い車にしたのかという経緯がよくわからないので、この辺について教えていただきたいと思うのですが、なぜマイクロバスだったら駄目だったのかと、それから金額的に始めからこんなに高い設定をしたのかと、車種はこれしかなかったのか、この辺について詳しくお願いします。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 初めにバスの更新の考え方ということで、平成20年の定例会の副町長のほうからお答えしておりますけれども、小型バス29人乗も検討いたしました。21年度に1台入れております。ただ、行事バスということで特に5月から10月にかけて行事、小、中、高、各種団体等の利用もございまして、それに対応するべく検討も同時にしなければならないという状況にあります。まだ考え方固まっておりますけれども、もう1台29人乗、1台入れたとしてもぎりぎりかと思えますけど、当面は38人乗を選択したわけですが、実は今マイクロバスとおっしゃいましたが、料金をいただくのには前乗りのバスがベストでありますけれども、マイクロバスは中乗り、中降りなのです。それも工夫でやれないこともないのかもしれませんが、乗務員の運転手の方からすれば大変なことでもありますし、そこで断念したという経過がございます。

それからなんでこういう金額が高かったということは先ほどご説明したと重複いたしますけれども、いすゞと日野、中型バスについてはこの2社しか今製造しておりません。もっと他にかつては三菱ふそうなどもやっていたようですけれども。そこで2社の参考見積りでいただいた分で設定をしてきたということもありますから、値引き率ここで何パーセントというわけにもいきませんが、その辺も加味した部分はあります。3年前に41人乗も1台入れておりますけれども、その時よりも本体価格が150万ほど高くなっております。そういうこともありまして、トータル的に勘案しての価格設定になったところであります。

○議長（平川昌昭君） 7番・後藤君。

○7番（後藤 勲君） 三回ということでもありますけれども、車そのもの確かにマイクロの場合は中間から乗り降りしなければならないと、今課長が言ったように料金をいただくために運転手が大変だと、ただマイクロになると7、800万円で買えるものを運転手が料金をとるために、ただ大変だからと言いながら何十円取っているのかわかりませんが、それだけで何十年乗ったからといって1,900万円もそれだけの金がペイするかどうかかわかりませんが、ほんとに考え方によって無駄な車でないのかなという気がします。催しがあつてどうのこうのって別の車があるわけですから、なぜ本当に正直なところそういう高い車を選んだかということからおかしいかと私は考えていますけれども、今どうのこうの言っても仕方ありませんけども、ただやはり車が大きければ大きいなりに今ガソリンも高いわけですから、そういうようなことでもう少し節電なりいろいろ状況で今大変な時代にあってそういう言葉悪いですがバ

カ高いような車を選らばなきゃならないということ、今後の問題としてもその地域にあった車を多少小さくてもいいですからきちっとした形の中で購入していくのが当たり前でないかと考えて終わらしたわけです。以上です。

○議長（平川昌昭君） 副町長・森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

中型バス購入に至った経過について今管理課長の方から説明あったのですが、もう一つの要件としましてはマイクロバスでいきますと耐用年数といいますか走行キロ数に非常に限りがあるという部分も含めまして、そして、先ほど管理課長から説明しました営業のしぼりの部分、路線バスプラス様々な行事に運行しなければならないという諸々含めまして、最終的にこの車種といいますか大きさを選定したということが実態であります。それともう一つ、予定価格の設定の件についても先ほどご質問ございましたが、その部分では市場におけるその取引の実態等を確認いたしまして適正な価格を設定し、かつ競争原理が働くというようなことも諸々含めましてへの価格設定となっております。

結果、落札価格についてはこの価格になっているということでのぜひ、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・館田君。

○8番（館田賢治君） 確認だけさせてもらいたいのですが、この路線バスについての財源は確か、私の記憶間違っていたら訂正してください。確か当初予算で過疎債かなんかの対応することになっているのですけれども、過疎債対応ということで変わらないということで理解していいのですか。過疎債の対応ということになれば何パーセント位になるのですか。もし、過疎債であればですよ。

○議長（平川昌昭君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君） お答えをいたします。

充当額はほとんどが過疎債が充当できますので、全額が過疎債で借りると考えていただいて結構だと思います。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

5番・林君。

○5番（林 博君） 先ほど課長の説明の中で車両メーカーといいますか2社のほうから見積りといいますか、参考にさせていただいたということで、又、2社しかつくっていないというお話であったというように思いますけれども、今回参加業者5名の方々それぞれこの2業者から上がってきたということでよろしいのかどうか、確認したいと思います。それと、予定価格といいますか、最終的な落札価格ですけれども、前回はバスの購入に当たりまして1回目の入札でなかなかこう予定価格に達しないといいますか落ちなくて、最終的には随意契約という形になったというように記憶しているのですけれども、今回ほぼ予定価格と同じような状況で落札、若干安めの形になっておりますけれども、落札ということでございますけれども、今回の予定価格より低く落札された業者はどのくらいおられるのか、又、この業者の高いところと低いところの幅がどのくらいだったのか、もしお教えいただければお願いしたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 管理課長・後藤君。

○管理課長（後藤英之君） 最初の質問でございますけれども、入札案内には先ほど2社から参考見積りとお話ししましたが、大きさ、それからエンジンの排気量ですとか同等のものという扱いでご案内しております。それで、参加業者5社についてはどちらかを選択しつつ入札に臨んでいると思います。落札の実際の5社での中身はどうだったのかということなのですが、予定価格に達していたのは1社でございます。最高の額を入れた部分でいきますと約40万円くらいの開きでございました。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本件を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第42号は、原案可決されました。

◎議案第43号

○議長（平川昌昭君） 日程第7。議案第43号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案43号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は昭和63年7月に設置された標茶終末処理場の汚泥脱水機が、23年経過し更新の必要が生じたことから、更新工事を委託するための「建設工事委託に関する協定」について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第43号、建設工事委託に関する協定について。

次のとおり建設工事委託に関する協定を締結する。

以下、議案説明資料と合わせてご説明いたしますので、資料の2ページをお開きください。

1、委託契約の目的 標茶終末処理場汚泥処理施設設備工事。委託概要は、処理能力が1時間当たり7立方メートルの遠心脱水機を設置するもので、汚泥脱水施設機械設備工事（更新）1式、及び汚泥処理運転操作施設電気設備工事（更新）1式で、工事場所は標茶町桜13丁目38番地。2、委託契約金額 1億6,600万円。3、委託契約の方法 随時契約。4、委託契約の相手方 東京都新宿区四谷三丁目3番1号、日本下水道事業団、理事長谷戸善彦です。

日本下水道事業団は、昭和47年に下水道事業の整備促進を目的に、国と地方公共団体が折半

出資で設立され、平成15年からは、「特殊法人等整理合理化計画」により、地方共同法人となった日本下水道事業団法による団体で、標茶終末処理場は当初から事業団に委託して建設増設を行っております。仮協定締結日は、平成24年5月29日、竣工予定日は、平成26年3月31日、新規継続の別は継続です。

以上で、議案第43号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） 今説明の中で標茶町の終末処理場の設置の経緯は聞きましたけれども、契約の相手方の日本下水道事業団ですけれども、普通に考えて多分中身の工事に関しても事業団が更に下請けに出すんだと思うのですけれども、更新ですから事業団でなくてもうちにできるところがなかったのか、それが一つ聞きたいのと二つありますけれども、例えば地元の電気屋さんでも機械屋さんでもそういうところが下請けに入られる要素がなかったのか聞きたいと思えます。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えしたいと思います。

この設備は、建設に当たりましては当然機械、電気の技術屋が必要ですが、町にはないと。当然こういう設備に熟知した技術屋がいないと建設が適正に行なわれることを、町として確認、町がそういう技術屋がいれば町で確認できますけれども、工事だけを発注した場合その辺の施工管理等も含めまして、それぞれのを適切に行われているかどうかの確認する能力が町にはないということで、最初の建設に当たりまして、そういうことでそういう事を目的に作られた下水道事業団ということで町では委託して建設増設をしてきております。ということで今回の更新につきましても単なる更新、今あるものと全く同じものを入れかえるということではなくて、状況が変わってきておりますので、当初最初入れたときは汚泥性状等も標準的などということを入れておりますけれども、現在の汚泥性状にあった、そしてそれを効率的に機械を選んでそのやっただくということで、そういう専門的な知識が事業団にあるということで、更新ということですが委託したいということでございます。それと町内業者のことにつきましては、この工事ですとほとんどが機械本体の価格で現場の工事についてはそれほどないと思えますけれども、できるだけ地元業者を使えるようであれば使っていただくという要望は、当初の建設の頃から一貫して行なっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（平川昌昭君） 11番・熊谷君。

○11番（熊谷善行君） ということは、今後とも例えば他の施設でも更新等があった場合には下水道事業団ということになるのですかね。やはりそれなりのノウハウを持っているからということでしょうか。

○議長（平川昌昭君） 水道課長・妹尾君。

○水道課長（妹尾茂樹君） お答えいたします。

今回は結構大きな設備でございまして、それなりの技術力が必要だということで町にはない

ということで事業団に委託するわけですが、昨年度実施いたしました濃縮槽の汚泥掻寄機については、町のほうでもそれだけの管理する等の技術があるということで、そういうものについては町単独で発注させていただいておりますし、町で難しいというものに関しては、今後とも事業団のほうに委託したいということで考えております。

○議長（平川昌昭君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は、原案可決されました。

◎議案第44号・議案第45号・議案第46号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。議案第44号・議案第45号・議案第46号を一括議題といたします。

議題3案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第44号、議案第45号、議案第46号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

3案は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が、平成21年7月15日に交付され、平成24年7月9日に施行されますが、同時に外国人登録法が廃止され、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることから、標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例、標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例及び標茶町印鑑条例を改正する必要が生じたことから、所要の改正をするとともに、文言等の見直しを提案するものであります。

以下、内容等について説明いたします。

議案説明資料については3ページ以降を参照下さい。

議案第44号、標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。次ページをお開き下さい。

標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町精神障害者医療費の助成に関する条例（昭和54年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第127号）により外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

続きまして、議案第45号、標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成23年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）による外国人登録原票に登録されている者」を削る。

附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する。

続きまして、議案第46号、標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページをお開き下さい。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例。

標茶町印鑑条例（平成12年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「登録をする」を「登録を受ける」に、「本町に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本町の住民基本台帳に記録」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「登録をする」を「登録を受ける」に改める、ものであります。

続きまして、第3条の見出しを「(登録の申請)」に改め、同条中「登録をしよう」を「登録を受けよう」に改める。

第4条第1項中「登録申請者又はその代理人から印鑑の登録の」を「前条の規定による」に、「又は」を「及び」に改め、同条第2項中「認めた」を「認める」に改め、同条第3項中「よって代えること」を「より行うこと」に改め、同条第4項中「町長が別に」を「規則で」に、「ないと認めた」を「ないものであることが明らかになった」に、「受理は」を「受理を」に改める。

第5条第1項中「することの」を「受けることが」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に、「登録する」を「登録を受ける」に改め、同項各号を次のように改める、ものであります。

この第2項につきましては、登録をすることのできない印鑑の要件を整理したものであります。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ゴム印その他印鑑で変形しやすいもの

(4) 印影の大きさが一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの又は一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの

(5) 印影を鮮明に表しにくいもの

(6) 前各号に定めるもののほか、町長が不相当と認めるもの

第5条に次の1項を加える。

3 町長は、前項第1号及び第2号にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

町長は、第4条第2項及び第3項の規定により登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認した場合は、印鑑登録原票に印影のほか、当該登録申請者にかかる次の事項を登録するものとする。

第6条第1項第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第7条第1項及び第2項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、同条第3項中「住民基本台帳法及び外国人登録法に」を「法に」に改め、「(昭和42年政令第292号)」を、「又は外国人登録原票の登録事項」を削り、「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

これまで印鑑条例の中で印鑑登録票という表現を使われていましたが、今後、印鑑登録原票という書式と同じ名称で統一をするという、以下同じような改正を行っております。

第8条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号及び第3号中「している」を「されている」に改める。

第9条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「登録している印鑑を消除しなければならない」を「当該印鑑の登録を抹消するものとする」に改め、同項第2号中「うけた」を「受けた」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 外国人住民が法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき（日本国籍を取得した場合を除く。）。

(5) 氏名、氏又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更したため登録されている印鑑が第5条第2項第1項の規定に該当することになったとき。

第9条第1項に次の1号を加える。

(6) 前各号に定めるもののほか、町長が抹消すべき理由が生じたと認めるとき。

第9条第2項中「前項第4号及び第5号の一に」を「前項第5号及び第6号のいずれかに」に、「消除」を「抹消」に改める。

第10条中「印鑑登録者又はその代理人が」を「印鑑登録者が」に、「印鑑登録証明申請書」を「印鑑登録証明書交付申請書」に改める。

第11条第1項中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改め、同項第1号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第12条中「第11条」を「第10条」に改める。

第15条中「印鑑票」を「印鑑登録原票」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき標茶町の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱いについては、次に掲げるものとする。

(1) 町長は、住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号。以下「改正法」という。)の施行日(改正法附則第1条第1号に定める日をいう。以下同じ)の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、登録の抹消については、印鑑の登録を受けている者にこのことを通知するものとする。

(2) 改正法の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

附則、この条例は、平成24年7月9日から施行する、というものであります。

以上で、議案第44号、議案第45号、議案第46号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わらせていただきます。

○議長(平川昌昭君) 議題3案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑は、議案ごとに行います。

初めに、議案第44号から行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、議案第45号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) なければ、次に議案第46号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番・熊谷君。

○11番(熊谷善行君) 非常に単純な質問をお聞きします。

これは一応町の条例ですから、基本的には国の法律か何かの条文と合わせていると思うので

すが、ちょっと聞いていてイメージが、例えば第3条登録の申請で、「登録を受けよう」とする者、旧では「登録をしよう」とする者なんですね。しようとする者とは、自分から進んでやる感じがするわけですが、受けようとする者というのは御上に対してお願いしますみたいな感じを受けるのですが、僕のイメージで聞いているので、基本的には国の法律とかと同じということなのですか。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

今回の改正にあたっては、総務省のほうから法律改正に伴う準則等が示されていまして、その他に先行している町村等の改正案も参考にしながらこういう表現になったということでご理解いただきたいと思います。

（何か言う声あり）

○議長（平川昌昭君） ほかに、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） なければ議案第46号の質疑は終わります。

以上で、議題3案の質疑は終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、議題3案を一括して採決いたします。

議題3案、いずれも原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号・議案第45号・議案第46号は、原案可決されました。

◎議案第47号・議案第48号

○議長（平川昌昭君） 日程第9。議案第47号・議案第48号を一括議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤弘幸君）（登壇） 議案第47号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成24年度一般会計補正予算（第1号）でございまして、社会福祉対策関係、今日的経済環境を考慮した国保特別会計への支援、今後に向けた地域経済の活性化、教育環境の向上などに資するため、歳入歳出それぞれ2億8,518万8,000円を追加し、総額を104億6,618万8,000円にしたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、緊急通報システム関係費として、1,001万2,000円、さくら保育園合築に係る備品等の購入で2,835万円、除雪グレーダー購入費として3,832万円、標茶小学校の外構工事費1,880万円などを計上いたしました。

他会計への繰出金につきましては、国民健康保険事業事業勘定特別会計へ5,000万円を追加したところであります。

また、一部事務組合への負担金につきましては、北部消防事務組合へ耐震性防火水槽設置費として1,906万6,000円を追加いたしました。

一方、歳入につきましては、特定財源であります国道支出金の計上、地方交付税の増額及び前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件、地方債で3本の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

別冊の補正予算書1ページをご覧ください。

平成24年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

平成24年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,518万8,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億6,618万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従いご説明申し上げます。

13ページをお開き下さい。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正については、ただいまの説明と重複しますので省略をさせていただきます。

5ページにお戻り下さい。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに1件を追加するものでございまして、農業経営基盤強化資金（平成23年度下期）で、期間は平成25年度から平成29年度、限度額は融資金7,250万円に対する利子補給（年0.25から0.26パーセント）67万7,000円であります。

20ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

債務負担行為の限度額は、農業経営基盤強化資金（平成23年度下期）の融資金7,250万円に対する利子補給67万7,000円を追加し、合計で40億3,303万3,000円とするもので、当該年度以降の支出予定額は、67万7,000円を追加し2億9,638万1,000円となりまして、債務負担行為としての当該年度の支出額に変わりはありません。左の財源内訳は合計で申し上げますが、国道支出金6,510万1,000円、その他財源1億2,450万4,000円、一般財源で1億677万6,000円でございます。

6ページへお戻り下さい。

第3表 地方債補正であります。

過疎対策事業の補正前の限度額3億9,420万円に、標茶中茶安別線道路改良で1,490万円を追加、建設機械購入で1,070万円を追加、防火水槽整備で1,720万円を追加し計で4,280万円を追加し、限度額を4億3,700万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

合計で申し上げますが、補正前の限度額9億9,630万円に4,280万円を追加し、補正後の限度額を10億3,910万円とするものであります。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

合計で申し上げますが、当該年度中起債見込額、補正前の額9億9,630万円に、補正額4,280万円を追加し、補正後の額を10億3,910万円とするもので、当該年度末現在高見込額は、補正前の額105億5,060万2,000円に、補正額4,280万円を追加し、補正後の額は105億9,340万2,000円となるものであります。

以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（平川昌昭君） 住民課長・佐藤君。

○住民課長（佐藤吉彦君）（登壇） 議案第48号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、平成24年度国民健康保険税の基礎課税額を把握したことから、本年度分一般被保険者国民健康保険税を試算した結果、保険税の引上げが必要となる結果となりましたが、町内経済や課税所得状況を総合的に把握した結果、国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、本町独自の経済対策として、税率を据え置きをすることとし、不足額は一般会計からの繰入とすることといたしました。

歳入歳出の補正の内訳は、歳入では、国民健康保険税の減額と一般会計からの繰入、歳出では、北海道自治体情報システム協議会負担金の追加と、後期高齢者支援金の減額であります。

なお、本案につきましては、6月7日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを、申し添えます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

平成24年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ545万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,274万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書により説明をさせていただきます。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第48号の提案趣旨並びに内容の説明について終わらせていただきます。

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第47号・議案第48号は、直ちに、議長を除く13名で構成する「議案第47号・議案第48号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第47号・議案第48号は、議長を除く13名で構成する「議案第47号・議案第48号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（平川昌昭君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと、認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 2時12分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員2番 長 尾 式 宮

署名議員3番 菊 地 誠 道

署名議員4番 本 多 耕 平

平成24年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成24年6月15日（金曜日） 午後3時00分開議

- 第 1 議案第47号 平成24年度標茶町一般会計補正予算
議案第48号 平成24年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
(議案第47号・議案第48号審査特別委員会報告)
- 第 2 意見書案第5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 第 3 意見書案第6号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書
- 第 4 意見書案第7号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書
- 第 5 意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 6 意見書案第9号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書
- 第 7 意見書案第10号 郵政民営化によるユニバーサル（全国一律）サービス維持を求める意見書
- 第 8 意見書案第11号 年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書
- 第 9 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第10 議員派遣について

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|-------------|
| 1番 松下 哲也 君 | 2番 長尾 式宮 君 |
| 3番 菊地 誠道 君 | 4番 本多 耕平 君 |
| 5番 林 博 君 | 6番 黒沼 俊幸 君 |
| 7番 後藤 勲 君 | 8番 舘田 賢治 君 |
| 9番 鈴木 裕美 君 | 10番 田中 敏文 君 |
| 11番 熊谷 善行 君 | 12番 深見 迪 君 |
| 13番 川村 多美男 君 | 14番 平川 昌昭 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-----|---------|
| 町 長 | 池田 裕二 君 |
| 副町長 | 森山 豊 君 |

平成24年標茶町議会第2回定例会会議録

総務課長	島田哲男君
企画財政課長	佐藤弘幸君
税務課長	武山正浩君
管理課長	後藤英之君
住民課長	佐藤吉彦君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	類瀬光信君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	高橋則義君
指導室長	青木悟君
社会教育課長	伊藤正明君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	玉手美男君
議事係長	服部重典君

(議長 平川昌昭君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(平川昌昭君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員14名、欠席なしであります。

(午後 3時00分開議)

◎議案第47号・議案第48号

○議長(平川昌昭君) 日程第1。議案第47号・議案第48号を議題といたします。
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第47号・議案第48号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 質疑はないものと認めます。
質疑は、終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、本案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。
本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、議案第47号・議案第48号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎意見書案第5号

○議長(平川昌昭君) 日程第2。意見書案第5号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第5号を採決いたします。

意見書案第5号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第5号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第6号

○議長(平川昌昭君) 日程第3。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長(平川昌昭君) 日程第4。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長(平川昌昭君) 日程第5。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第9号

○議長(平川昌昭君) 日程第6。意見書案第9号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、意見書案第9号を採決いたします。
意見書案第9号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第9号は、原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第10号

○議長(平川昌昭君) 日程第7。意見書案第10号を議題といたします。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。
お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) 討論は、ないものと認めます。
これより、意見書案第10号を採決いたします。
意見書案第10号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(平川昌昭君) ご異議ないものと認めます。
よって、意見書案第10号は、原案可決されました。
なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第11号

○議長（平川昌昭君） 日程第8。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案につきましては、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案第11号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第11号は、原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（平川昌昭君） 日程第9。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（平川昌昭君） 日程第10。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成24年7月3日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することにしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（平川昌昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第118条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（平川昌昭君） 以上をもって、平成24年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 3時13分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 平 川 昌 昭

署名議員番2番 長 尾 式 宮

署名議員番3番 菊 地 誠 道

署名議員番4番 本 多 耕 平